

## 平内町「担い手農家経営改善」支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 平内町は、基本構想に基づく認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）の営農類型を出来るだけ早く達成し、担い手農家の経営改善による町農業の発展を図るため、平内町「担い手農家経営改善」支援事業実施要領（平成23年7月11日制定。以下「実施要領」という。）に基づき認定農業者等が行う平内町「担い手農家経営改善」支援事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該事業実施者に対し、平内町「担い手農家経営改善」支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平内町補助金等の交付に関する規則（平成13年11月15日規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

### (補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- 1 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を町長に提出してその承認を受けること。
- 2 補助事業に着手したときは遅滞なく着工届（第3号様式）を、補助事業が完了したときは遅滞なく竣工届（第4号様式）を町長に提出すること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿、台帳（第5号様式）等を備え付け、これらを事業実施年度の翌年4月1日から5年間保管しておくこと。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- 6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付すること。

### (申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

### (補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、町長が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

(実績報告)

第7 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の翌年の4月15日のいずれか早い期日までに実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 補助事業者又はその相続人が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分制限期間内に財産処分する場合は財産処分承認申請書（第7号様式）により町長に申請するものとする。

3 前項の返還額は、処分区分が有償の場合は、譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に1/2を乗じた金額とし、処分区分が無償の場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に1/2を乗じた金額を返還するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年7月14日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に施行している補助対象者については、この要綱で施行したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に施行している補助対象者については、この要綱で施行したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年11月18日から施行する。

別表

| 事業種目           | 事業実施主体                 | 補助金の交付の対象となる経費                                                                                       | 補助金の額                                                                          |
|----------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ・フレコン出荷<br>の促進 | 認定農業者<br>及び認定新規就<br>農者 | <p>町が実施要領に基づいて掲げる機械を整備するのに要する経費</p> <p>(1) フレタンク(昇降機付き)</p> <p>(2) デジタル台はかり</p> <p>(3) スケールシャッター</p> | <p>事業実施者が実施要領に基づいて、左の機械を導入するのに要する経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）もしくは50万円のいずれか低い額とする。</p> |